

第1. はじめに

- 理容師制度及び美容師制度のあり方等について幅広く審議することを目的として、令和6年6月に厚生科学審議会生活衛生適正化分科会の下に設置された理容師・美容師専門委員会（以下「本専門委員会」という。）では、平成29年の制度改革から一定期間が経過したことや、「国家戦略特区において取り組む規制・制度改革事項等について」（令和6年6月4日国家戦略特別区域諮問会議（第63回））（※）等を受け、時代のニーズに沿った理容師及び美容師の養成制度のあり方について、当面、重点的に検討を行うこととした。
- これまで関係団体のヒアリングを含めて5回にわたり議論を行い、今般、一定の方向性が得られた点について早期に実現に向けて取組を推進する観点から、これまでの検討内容について整理し、中間とりまとめを行った。

（※）「国家戦略特区において取り組む規制・制度改革事項等について」（令和6年6月4日国家戦略特別区域諮問会議（第63回））＜抜粋＞
理容師制度における養成方法の検討
・ 理容師の担い手確保、高度化・多様化する消費者ニーズに沿ったサービスの提供による理容業界の活性化等の観点から、理容師養成制度における修学の在り方について、広く関係者の意見を聴取する検討の場において、2024年度中に具体的な検討を行う。

第2. 理容師及び美容師の養成のあり方等の見直しについて

- 理容業・美容業は、国民生活に欠かせないサービスであり、今後とも、高度化・多様化する消費者ニーズに対応したサービスを提供できる理容師及び美容師を養成・確保していく必要。
- 今後、生産年齢人口が急速に減少し、様々な産業分野で人材確保が大きな課題となる中で、理容業及び美容業を、将来にわたって若者にとって魅力的な職業とするとともに、理容師及び美容師の養成制度について、少子高齢化の進展や近年の離職動向（※）にも留意しつつ、人材の確保・定着に資する仕組みとしていくことが一層重要。

（※）○「新規短大等卒就職者の産業別離職状況（令和3年3月卒）」
・ 3年目までの離職者の割合 生活関連サービス業、娯楽業：62% 全産業：45%
○「理容師・美容師の養成施設卒業後の離職状況」
・ 3年以内に理容所・美容所を退職した者の割合 40.9%、うち、他の理容所・美容所に転職した割合 46.4%
○「美容サロン就業実態調査（2024年）」
・ 初職が美容師の就業期間 3年未満：36.7% ・ 初職からの転職先 美容師：55.4% 美容関連以外：27.9%

【検討の視点】

①消費者ニーズの高度化・多様化に対応した養成カリキュラムの推進	・ コアとなる基礎知識・技術の習得をベースとしつつ、幅広い理容・美容サービスの学習機会を確保
②「養成施設の教育」から「理容所・美容所への就業」の円滑な移行の推進	・ 理美容業界でのミスマッチによる離職防止、人材定着の推進
③社会環境の変化に対応した、養成施設の運営の安定化の推進	・ 人口減少下においても、将来にわたり全国で有能な人材を安定的に輩出する方策 ・ ICT技術の発展等を踏まえた効率的・効果的な履修方法の活用促進
④平成29年改正に関連した課題への適切な対応	・ 新設した修得者課程との均衡等

第2. 理容師及び美容師の養成のあり方等の見直しについて（続き）

論点	制度の現状	見直しの方向性
1. 必修課目と選択課目の履修内容について 【検討の視点①②関連】	・必修課目は、8課目で構成され、理容師又は美容師になるのに必要な知識及び技能を習得する課目 ・選択課目は、通知に示す課目の例を参考に、養成施設において独自に設定する課目	○通知に示す選択課目の課目の例の見直し（令和8年度からの実施を目途に検討） ・早期に自身のキャリアデザインを促すためのキャリア指導 ・高齢者等の接客対応、出張理容・美容に係る教育内容の充実
2. 養成施設における実習のあり方について 【検討の視点①②関連】	・必修課目の理容実習及び美容実習では、一定の条件の下、理容所又は美容所において、理容行為又は美容行為及びその附随する作業（実務実習）を行うことが可能 ・選択課目（専門教育課目）において、実務実習を実施する上での留意事項に準ずることを条件に、校外実習を行うことも可能	【共通（実務実習と校外実習）】 ○現行の関連制度の積極的な活用の周知 ・一定の条件下での理美容行為が可能 等 【選択課目（一般教養課目）】 ○福祉施設や地域ボランティアなどの機会の更なる活用の周知 【選択課目（専門教育課目）】 ○校外実習の単位数・時間数の上限のあり方を見直し（令和8年度からの実施を目途に検討） ・「教科課目の区分ごと」に5分の1を超えない範囲から、「選択課目（専門教育課目）全体」で合計が5分の1を超えない範囲へ 【必修課目（実務実習）】 ○現行の上限時間を超える実務実習のあり方の検討 ・上限時間の見直しに当たっては、受入先によって、生徒の習得内容に隔たりが生じないよう、実務実習の質の確保に向けた環境整備の方策も併せて、引き続き検討
3. 養成段階と就職後の人材育成の連携・接続 【検討の視点②関連】	・令和5年度から毎年度、都道府県を通じて養成施設における教育状況等に関する調査を行い公表	○養成施設の教育状況の調査と周知 ○理容所及び美容所における入職後の人材育成の取組推進 ・関係団体の協力を得ながら速やかに周知
4. 同時授業の特例の取扱いについて	・設立者を同じくする理容師（美容師）養成施設のそれぞれの生徒は、いずれにも勤務する教員から、同時に授業を受けることが可能とする特例	○同時授業の実施要件の緩和 ・実施要件の更なる緩和を検討
5. 遠隔授業の実施	・厚生労働省からこれまで養成施設における遠隔授業の取扱いを個別に示した通知等は示されていない	○養成施設への遠隔授業の取扱いの明確化 ・養成課程の性格等を勘案した上で、速やかに取扱いや運用を明確化
6. 通信課程における面接授業の特例の取扱いについて	・理容所又は美容所に常勤で補助的な作業に従事する者である生徒は、60単位以上の履修で足りるとする特例（通常は120単位以上）	○理容所・美容所での常勤従事者の就業実態等を把握した上で、特例による履修内容の減免の妥当性の評価・検討 ○評価・検討を行う間、特例の期限を延長の上、評価・検討プロセス後の特例の見直し方針の関係者への十分な周知・施行

第3. おわりに

本専門委員会においては、今後、本中間とりまとめを踏まえた取組の進捗の確認を随時行うとともに、更なる検討が必要と整理した課題については、引き続き、今後の見直しの方向性を明確にする観点で必要な議論を行っていく。

なお、議論の中で、消費者ニーズの変化や少子高齢化の進展等を踏まえ、今後の理容業及び美容業の諸課題について検討する必要性を指摘する意見があった点に留意が必要。